

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

告 示

○有害興行の指定……………	(生活文化・青少年室)	17
○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農地調整課)	17
○土地改良法による道営換地処分……………	(農地調整課)	17
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(土地改良指導課)	17
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	17
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	20

支 庁 告 示

○建築基準法による道路の位置の指定……………	20
------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	21
----------------------	----

告 示

北海道告示第918号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由範囲
映 画	愛のラビリンス	オーピー映画	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	裏の後家さん 張〈パイプ〉形に夢中!	新日本映像	
同	濃厚不倫 とられた女	新東宝映画	
同	義母同窓会 一息子を食べないで!ー	新日本映像	
同	ジャッカス・ザ・ムービー	U I P	

北海道告示第919号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、秩父別町中央地区

の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年11月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第920号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、比布町比布北地区の換地処分をした。

平成16年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第921号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年11月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
東 岡	農免農道整備	北海道網走支庁
社名淵	中山間地域総合整備（ほ場整備、暗きょ、客土、農用地改良保全）同	

北海道告示第922号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成16年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

捨てないで 缶とあなたの道徳心

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡津別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 常呂郡佐呂間町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 常呂郡佐呂間町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡美幌町・紋別郡滝上町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 指定施業要件変更予定保安林 斜里郡小清水町・斜里町・網走郡東藻琴村（以上2町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

小清水町・斜里町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

8(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
9(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐に係る伐採種は、定めない。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	12(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 北見市・紋別郡丸瀬布町・白滝村（以上1市1町1村国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 北見市（次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
10(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐に係る伐採種は、定めない。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。	13(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走郡津別町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
11(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	14(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡湧別町・常呂郡佐呂間町・常呂町（以上3町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 湧別町・佐呂間町・常呂町（以上3町について次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 15(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 滝上町（次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 16(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 滝上町（次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。	イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 17(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 滝上町（次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに北見市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第923号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定による保安林の指定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新十津川町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年11月2日農林水産省告示第1973号のとおりである。 平成16年11月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 所在が不明な者 樺戸郡新十津川町字学園160の1所在の森林について所有権を有する上野健治 支 庁 告 示 北海道日高支庁告示第4号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図面は、日高支庁経済部建設指導課及び浦河町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。
---	--

平成16年11月16日 北海道日高支庁長 脇 田 宏 行 1 指 定 番 号 日建指第1213号 2 指 定 年 月 日 平成16年11月 8 日 3 道 路 の 位 置 浦河郡浦河町堺町西 1 丁目109－18 4 道 路 の 幅 員 6.00m 5 道 路 の 延 長 33.35m 6 申請者の住所及び氏名 浦河郡浦河町大通 2 丁目12番地 奥田管理株式会社 代表取締役 奥田 宗夫	る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年11月16日から12月15日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第160号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成16年11月16日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成17年 3 月 1 日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成23年 2 月28日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第 5 号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを示した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定によ	4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部 1 階入札会場 （送付による場合は、郵便番号 060－8520 北海道警察本部総務部会計課） (2) 入 札 日 時 平成16年12月27日 午前10時（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

- A. The nature and quantity of products to be procured : Personal Computer 1 set
- B. Bid tendering time and date : 10:00 A. M., December 27, 2004
- C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi7-chome, Kita2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan,
Phone : 011-251-0110 Extension 2236